

### (3) クロマグロの遊漁について

#### ◎クロマグロの資源管理について

- 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、**親魚資源量を回復させるため**、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「30kg以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という**漁獲量の上限を設定するなど厳しい資源管理措置に取り組むこととなった。**
- これを受け、**日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め全ての漁法で厳しい資源管理に取り組んでおり、平成30年7月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）管理が行われ、令和2年12月以降は改正漁業法に基づいてTAC管理が行われている。**

※TACとは、Total Allowable Catch（漁獲可能量）の略。  
魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。  
北海道に関する魚種では、サンマ、スケトウダラ、スルメイカ、マイワシ等8魚種で実施中。

#### 【令和4管理年度 当初における北海道漁獲可能量】

資源の種類	管理の対象となる期間	漁獲可能量
クロマグロ小型魚 (30kg未満)	令和4年4月1日から	12.8トン
クロマグロ大型魚 (30kg以上)	令和5年3月31日まで	319.6トン

## ◎クロマグロの遊漁について

### ■国の考え方

クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまでも求めてきたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じ、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入した。

### ■令和4年度広域漁業調整委員会指示の概要

#### (1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

#### (2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が漁獲可能量制度に基づく、くろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

## 水産庁

水産庁について

政策について

分野別情報

報道・広報

申請・お問い合わせ

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [遊漁の部屋](#) > [クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ](#)

コンテンツ

[トップページ](#)/[遊漁・海面利用の基本的ルール](#)/[遊漁・海面利用の基本マナー](#)/[遊漁船業の適正化に関する法律について](#)

## クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

1.令和4年6月1日から新たなクロマグロ遊漁の規制  
(※1) が始まりました！

- **小型魚(30kg未満)は採捕禁止**です。  
釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- **大型魚(30kg以上)のキープは1人1日1尾まで**です。  
1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。

特定の人が一度に釣り過ぎないようにするための新ルールです！

- 遊漁者は**キープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告**をお願いします。  
(キャッチ&リリースしたものについては報告義務はありません。)  
下の「遊漁採捕量報告のお願い」から、採捕してから10日以内に報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時 期	R4年6月	7～8月	9～10月	11～12月
数 量	10トン	10トン	10トン	10トン

地域により採捕できる時期が異なるため、地域的な不公平を少なくするための新ルールです！

- 全体の採捕数量が40トンを超えるおそれがある場合、令和5年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしている、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。

- **遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた**広域漁業調整委員会**の指示に違反することとなります。**
- **指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、**罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)**が適用されます。(漁業法第191条)**

(※1 規制措置の内容は[コチラ](#))(※2 規制措置に関するQ&Aは[コチラ](#))

(※3 過去の規制措置（令和3年6月1日～令和4年5月31日）の内容は[こちら](#))

(※4 広域漁業調整委員会指示の内容は[こちら](#))

クロマグロ（大型魚）遊漁採捕量（令和5年2月27日更新）

6月	7～8月	9～10月	11～12月	1月～2月	合計
14. 9トン	7. 4トン	3. 2トン	1. 9トン	15. 3トン	42. 6トン

※6月分の10トンを超えた分については、次の7～8月から全量を引くわけではなく、全体の40トンの中で調整いたします。

小数点第2位以下を四捨五入しているため、各時期の採捕量を足したものと合計が合わない場合があります。架空報告があったため、6月及び7～8月の採捕量を修正しました。

**全体の採捕数量が40トンを超えるおそれがあるため、2月15日～3月31日まで採捕禁止となりました。**

**クロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした釣りも禁止です。**

**クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしている、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令（裏付け命令）をし、その命令に従わなかった場合、罰則（1年以下の懲役、50万円以下の罰金等）が適用されます。（漁業法第191条）**



※こちらのバナー又はLINEから報告サイトにアクセスのうえ、ご入力願います。

リンクはフリーですので、遊漁採捕量の把握にご協力をお願いします。

システムの改修に伴い、スマートフォンのLINEで釣果を報告できるようになり、過去の釣果報告が閲覧できるようになりました。

下のLINE公式アカウントのQRコードより友だち登録をしていただき、釣果の報告をよろしくお願いいたします。

詳細は「[遊漁者向け操作マニュアル\(PDF:1,976KB\)](#)」をご参照ください。

全国の釣り人の釣果を登録する仕組みを普及し、将来的には水産物の資源管理に役立てたいと考えておりますところ、釣り人の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

# 水産庁

水産庁について	政策について	分野別情報	報道・広報	申請・お問い合わせ
---------	--------	-------	-------	-----------

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [遊漁の部屋](#) > [クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ](#) > Q&A（令和4年6月1日～令和5年3月31日）

## クロマグロ遊漁への規制措置に関するQ&A（令和4年6月1日～令和5年3月31日）

### Q1:なぜ遊漁でのクロマグロ採捕を規制する必要があるのか？

(答)

クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で決定した国際的な資源管理措置（2002-04年平均漁獲量より小型魚は半減、大型魚は増加させない）に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しています。このため、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまで求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じてきたことから、令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による規制が導入されました。

### Q2:「採捕」とはどのような行為を指すのか？

(答)

漁業関係法令における「採捕」とは、自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持その他事実上の支配下に移す行為をいいます。その行為の結果として水産動植物を必ずしも所持する必要はありません。

### Q3:キャッチ&リリースは認められるのか？

(答)

小型魚（30kg未満）については、キャッチ&リリースを前提とした場合であっても遊漁は禁止の対象となります。大型魚（30kg以上）については、採捕可能な期間のキャッチ&リリースは問題なく、報告義務もありませんが、採捕禁止期間中はキャッチ&リリースを前提とした場合であってもクロマグロを対象とした遊漁は禁止の対象となります。一方、他の魚種を対象とした遊漁において意図せず釣れたクロマグロについては、直ちに海中にリリースすれば委員会指示の違反とはなりません。

### Q4:意図せず釣れた際にクロマグロが死んだ場合でも、海中にリリースする必要があるのか？

(答)

釣れた時の状態に関わらず、直ちに海中にリリースしてください。

### Q5:昨年（令和3年6月1日～令和4年5月31日）の規制との違いは？

(答)

今回新たに加わった内容は、以下の3つです。

- ・大型魚（30kg以上）のキープは1人1日1尾まで
- ・時期ごとの数量管理

・水産庁への報告の際、遊漁船を利用した場合は、遊漁船名と登録都道府県名を記載すること

また、委員会指示の期間についても、開始日は令和4年6月1日ですが、沿岸漁業の管理年度と合わせるため、期日を令和5年3月31日としております。

### Q6:なぜ時期ごとに数量を管理するのか？具体例は？

(答)

クロマグロは回遊するため、日本国内の各地域で採捕できる時期が異なり、早期に採捕可能な数量に達し採捕禁止となった場合、地域的な不公平が生じることから、時期ごとに数量を管理することとなりました。

例えば令和4年6月は10トンですが、6月20日に10トンに達した場合、6月21日～30日まで採捕禁止となり、7月1日から採捕可能となります。

### Q7:船に秤がないが、体長100cm以上のクロマグロであれば採捕してもよいか？

（答）

体長100cm以上で30kg以上というのは平均的な数値であり、目安です。クロマグロの個体差により、100cm以上であっても30kg未満の場合があります。秤がないなど重量が判明せず、30kg未満のおそれがある場合は、リリースするようにしてください。

#### Q8:クロマグロ採捕禁止による遊漁者や遊漁船業者への補償はあるのか？（なぜ遊漁のみ規制がかかるのか？）

（答）

資源管理のために水産動植物を獲り控えることによる損失については、これを補償する制度はありません。これは漁業についても同様であり、実際にクロマグロの採捕が停止されている都道府県や漁業種類がありますが、損失補償は行われていません。

#### Q9:資源保護の観点からは、まき網漁業による産卵親魚の採捕を禁止すべきではないか？

（答）

太平洋クロマグロについては、産卵親魚量と子供の加入量には明確な相関関係（親が多ければ子供が増える）が見られません。このため、国際的な科学機関であるISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価を実施し、これに基づくWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していません。

#### Q10:今後はどのような取組を行っていく予定なのか？

（答）

遊漁に対する規制は、不特定多数の者が対象となることを踏まえ、試行的取組を段階的に進めていくことが妥当との考えから、令和3年6月より広域漁業調整委員会指示による規制が導入され、その後継措置として、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間を有効期間とする新たな広域漁業調整委員会指示が発出されたところです。

将来的には、広域漁業調整委員会指示による運用と周知を図った上で、実施状況を踏まえつつ、本格的な資源管理制度に移行していく予定です。



イベント情報

関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

水産庁

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
法人番号：3000012080003

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries